

札幌市里山魅力アップ支援事業審査委員会運営要綱

令和5年（2023）年3月24日

経済観光局長決裁

（目的）

第1条 この要綱は、札幌市里山魅力アップ支援事業による補助金の交付対象者を選定する札幌市里山魅力アップ支援事業審査委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

2 委員会は、札幌市附属機関設置条例第2条第1項の規定に基づく附属機関（同条例別表2の「補助金、助成金等の交付対象者の選定に係る委員会」に該当）として設置する。

（組織）

第2条 委員会は、内部委員1名と外部委員3名の計4名で組織する。

2 内部委員は、経済観光局農政部長とする。

3 外部委員は、農業有識者、林業有識者及び事業対象地域の町内会から各1名選出する。

4 外部委員は、市長が委嘱する。

（外部委員の任期）

第3条 外部委員の任期は、委嘱の日から補助金の交付対象者の選定及び関連事務が終了する日までとする。

(1) 外部委員は、その任期中の任務の継続が困難となった場合等は、辞退することができる。

(2) 前号の場合、当該委員は市長に通知する。

2 委員に欠員が生じた場合、市長は補欠の委員を委嘱できるものとし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

（所掌事務）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 補助金の交付対象者の選定

(2) 補助金の交付対象者への助言・提案

(3) その他補助金の審査・交付に関して必要な事項

（委員長）

第5条 委員長は、経済観光局農政部長をもって充てる。

- 2 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長が欠席の場合は、その職務を経済観光局農政部農政課長が代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議は非公開とする。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正かつ客観的な審査に努めなければならない。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏えいし、並びに自己及び他者の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(外部委員の報酬)

第8条 外部委員に対する委員の報酬は、委員会1回につき12,500円とする。

- 2 外部委員が委員会に出席する場合、その開催場所までの移動に要した費用については、公共交通機関を利用した場合に限り支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、経済観光局農政部農政課において行う。

附 則

この要綱は、令和5年3月24日から施行する。